

○多賀城市空き家バンク実施要綱

令和3年3月1日

多賀城市告示第22-2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、多賀城市内の空き家の情報を市内外に発信することにより、空き家の流通を促進し、空き家の利活用及び地域環境保全を図るために実施する多賀城市空き家バンク事業（以下「空き家バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築又は取得し、現に使用していない建物及びその敷地（近く使用しなくなる予定のものを含む。）並びに建物に付随した土地（農地を含む。）であって、市内に存するものをいう。ただし、賃貸や分譲を目的とする建物及びその敷地並びに建物に付随した土地（農地を含む。）を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みを受けて、当該空き家を登録し、当該空き家の利用を希望する者に対して紹介する制度をいう。
- (4) 協力事業者 公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部の会員のうち、市内に事務所を置き、空き家バンクの趣旨を理解し、空き家バンクに協力する事業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込)

第4条 空き家バンクに空き家の登録を申し込もうとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、多賀城市空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）及び多賀城市空き家バンク物件登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込書において、登録申込者は、協力事業者の中から、空き家の売買等に係る媒介を依頼する者（以下「媒介業者」という。）を指定するものとする。ただし、登録申込者がその指定を市長に委任した場合は、市長が指定するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する登録の申込があったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、空き家バンク登録台帳に登録し、その旨を多賀城市空き家バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により登録申込者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項の規定により媒介業者を決定したときは、多賀城市空き家バンク媒介業者決定通知書（様式第4号）により登録申込者に通知するものとする。

(空き家の登録事項の変更)

第5条 前条第3項の通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、多賀城市空き家バンク物件登録事項変更届（様式第5号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(空き家の登録の削除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、物件登録者の登録情報を空き家バンク登録台帳から削除するものとする。

- (1) 物件登録者から多賀城市空き家バンク物件登録抹消届（様式第6号）の提出があったとき。
- (2) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 空き家バンク登録台帳への登録から2年が経過したとき。
- (4) 第4条第1項に規定する申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を継続することが適当でないと認めたとき。

2 前項第3号の規定により登録情報を削除された空き家の所有者等は、当該空き家について再び第4条第1項の規定による申込みを行うことにより、再度空き家バンク登録台帳に登録することができる。

(空き家利用希望者の登録申込)

第7条 空き家バンクに登録された空き家の利用を希望する者は、多賀城市空き家バンク利用登録申込書（様式第7号）及び誓約書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、空き家バンク利用者台帳に登録し、その旨を多賀城市空き家バンク利用登録完了通知書（様式第9号）により当該申込者に通知するものとする。

(空き家利用希望者の登録事項の変更)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、多賀城市空き家バンク利用登録事項変更届（様式第10号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録の削除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用登録者の登録情報を空き家バンク利用者台帳から削除するものとする。

- (1) 利用登録者から多賀城市空き家バンク利用登録抹消届（様式第11号）の提出があったとき。
- (2) 空き家バンクに登録された空き家について、売買又は賃貸借契約を締結したことが判明したとき。
- (3) 空き家バンク利用者への登録から2年が経過したとき。
- (4) 第7条第1項に規定する申込内容に虚偽があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を継続することが適当でないと認めたとき。

2 前項第3号の規定により登録情報を削除された利用登録者は、再び第7条第1項の規定による申込みを行うことにより、再度空き家バンク利用者台帳に登録することができる。

(協力事業者の登録申込)

第10条 協力事業者に登録を希望する事業者は、多賀城市空き家バンク協力事業者登録申込書（様式第12号）を、所属団体を経由して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認の上、多賀城市空き家バンク協力事業者名簿に登録し、その旨を多賀城市空き家バンク協力事業者登録完了通知書（様式第13号）により当該事業者に通知するものとする。

(協力事業者の登録事項の変更)

第11条 協力事業者は、登録内容に変更が生じたときは多賀城市空き家バンク協力事業者登録事項変更届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(協力事業者の登録の抹消)

第12条 協力事業者は、協力事業者としての登録を削除するときは、多賀城市空き家バンク協力事業者登録抹消届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第13条 利用登録者は、空き家バンク登録台帳に登録された空き家について購入又は賃借の交渉をしようとするときは、多賀城市空き家バンク物件交渉申込書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、速やかに多賀城市空き家バンク物件交渉申込通知書(様式第17号)により物件登録者及び媒介業者に通知するものとする。

3 第1項の交渉は、同項の規定による申込みの順に行うものとする。

4 媒介業者は、交渉の結果について、遅滞なく多賀城市空き家バンク物件交渉結果報告書(様式第18号)により市長に報告しなければならない。

5 市長は、物件登録者と利用登録者が行う空き家の売買並びに賃貸借に関する交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

6 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 空き家バンクにおける個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるところによる。

2 物件登録者、利用登録者及び協力事業者は、空き家バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は不当な目的のために利用しないこと。

(2) 個人情報を滅失することのないよう適正に管理すること。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市産業部長が別に定める。

附 則(令和3年3月1日告示第22-2号)

この告示は、令和3年3月1日から施行する。

附 則(令和7年9月8日告示第67号)

この告示は、令和7年9月8日から施行する。